

困福祉課社会福祉係（☎内線1152）  
 困住民福祉課福祉子ども係（☎内線2154）

# 5月12日は

## 「民生委員・児童委員の日」

5月12日(木)～18日(水)は

### 民生委員・児童委員の活動強化週間です

民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は福祉に関する身近な相談役です。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、地域福祉を担うボランティアとして、全国で約23万人が活動しています。

安中市では市内を12の地区に分け、主に地区ごとに活動を行い、全体で141人の民生委員・児童委員が活動しています。

主任児童委員とは？

民生委員・児童委員のうち、特に子どもや子どもがいる家庭に関する福祉を専門に担当しています。原則として区域を直接担当せず、個別の案件について当該区域を担当する民生委員・児童委員と連携を図り対応します。

市は各地区に2人ずつ所属し、市全体では24人の主任児童委員が活動しています。

各委員の役割

担当区域内の実情を把握し、地域住民に対して適切に相談・援助を行います。



担当区域において自らも地域住民の一員として、高齢者や障害のある人の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、経済的困窮による生活上の心配ごとなどさまざまな相談に応じ、福祉サービスの情報提供を行っています。



相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう地域の専門機関へのつなぎ役になります。ただし、つなぐと言っ

もある程度の知識や情報も必要で、適切な支援に結びつけるためにつなぎ先の判断も重要です。

そのため、民生委員・児童委員は地区ごとに行われる定例会や、各団体が主催する研修会に参加することで、常日頃から自己研鑽に努めています。

秘密を守ります

民生委員法第15条では「民生委員は、その職務を遂行するに当たつて

は、個人の人格を尊重し、その身分上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に応じて合理的にこれを行わなければならない」と定めています。つまり民生委員・児童委員は職務上知りえた情報を漏らしてはいけな義務があります。

安心してご相談ください。

## 民生委員・児童委員はこんな活動をしています

### 見守り訪問



「地域と行政の“つなぎ役”」として、ひとり暮らしの高齢者宅を中心に見守り訪問をしています。

### ふれあい・いきいきサロンの運営(協力)



高齢者のための地域交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」の運営や協力などを行っています。

### 登校時のあいさつ運動



地域のコミュニケーションの活性化を図るため、定期的に登校時のあいさつ運動を行い、明るく安心な地域社会づくりに取り組んでいます。

### 乳幼児宅訪問事業



毎年10月～11月に乳幼児(0～2歳児)のお子さんがいらっしゃる世帯を訪問し、育児に関する相談や子育てに役立つ情報をお届けし、育児に関する相談を受けています。